

指定特定相談支援に要した交通費の支払い同意書

越谷市障害者相談支援センター「しらこぼと」運営規程第8条第2項の規定に基づき、通常の事業実施地域（越谷市）を越えて行う指定特定相談支援に係るサービス（以下「相談支援」という。）に要した交通費の支払いについて、下記の通り説明を受け、同意しました。

記

- 1 通常の事業の実施地域外の地域の居宅等を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離が片道10キロメートル未満については500円とし、それ以降1キロメートル増すごとに50円を乗じて得た額とします。ただし、自動車を使用した場合の訪問先が春日部市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市及び松伏町のときは徴収しないものとします。
- 2 最短経路を考慮した交通機関、有料道路、有料駐車場等の使用の選択、関係職員の同行人数につきましては、事業者に一任することとします。
- 3 交通費は1年度ごとに計算し、4月末日までに利用者等が事業者を支払います。
- 4 費用を受領した場合は、当該費用に係る領収書を支払った利用者等に交付します。

上記の説明を受け、同意を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印
家族代表者	住 所	
	氏 名	印
事業者	所 在 地	〒343-0813 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
	法 人 名	社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会
	代表者名	会 長 杉 本 昭 彦 印
	所 在 地	〒343-0011 越谷市増林5830番地4
	事業所名	越谷市障害者相談支援センター「しらこぼと」
	説明者氏名	相談支援専門員 印

